

グループホームサービス評価の推進と活用

～スタート2年目、こう育て、こう活かそう！サービス評価

2004年3月6日（土）三宅坂ホール

主催：高齢者痴呆介護研究・研修東京センター
共催：全国痴呆性高齢者グループホーム協会
宅老所・グループホーム全国ネットワーク
後援：厚生労働省

Time-Table

13:00-13:05	開会挨拶 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室室長 永田久美子氏
13:05-13:15	経過報告 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室 平林景子氏
13:15-13:45	講演「サービス評価の実践と活用」 全国痴呆性高齢者グループホーム協会常任理事 長井巻子氏
13:45-14:15	講演「サービス評価に求められるもの 私の視点から」 宅老所・グループホーム全国ネットワーク代表世話人 田中正廣氏
14:15-14:35	講演「これからのサービス評価について」 厚生労働省老健局計画課課長補佐 館石宗隆氏
14:35-14:45	休憩
14:45-15:45	実践報告その1「各々の地域、立場での挑戦～評価調査員からのメッセージ」 コーディネーター：平林景子氏 出演者：鎌倉慶子氏・小原十紀子氏・松永恵子氏・坂井英夫氏
15:45-16:45	実践報告その2「各々の地域、立場での挑戦～事業者からのメッセージ」 コーディネーター：海老原由美子氏 出演者：槻谷庸子氏・白仁田敏史氏・大矢日信氏・海野伸弘氏
16:45-17:00	まとめ・閉会挨拶 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室室長 永田久美子氏 芸能リポーター・函館大学講師 梨元勝氏

講演：サービス評価の実践と活用

長井 卷子氏

◎プロフィール◎

所属 全国痴呆性高齢者グループホーム協会 常任理事

1951年 北海道黒松内町にて生まれる。

1974年 北星学園大学文学部社会福祉学科卒業。老人福祉専攻。

卒業後就職せず、結婚、子育てをしながら、点訳、電話相談のボランティア活動をする。

1989年 念願だった特養に就職。そこは、生活の場としての利用者の視点に立ち、先駆的に施設・在宅ケアサービスを提供していた。そこから多くのことを学び、仕事の原点になっている。

現在、医療法人三草会が運営しているグループホームと痴呆単独型のデイサービスに勤務しており、痴呆の人が、その人らしい生活ができるよう毎日が試行錯誤の連続です。

今年度から、全国痴呆性高齢者グループホーム協会の常任理事として研修を担当、痴呆介護のスペシャリストの育成に力を注いでいる。

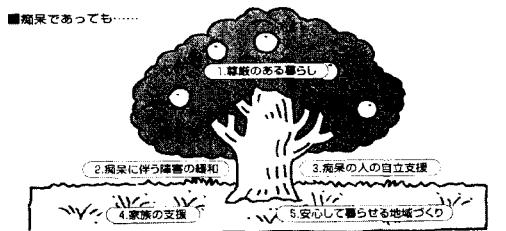
サービス評価の実践と活用

特定非営利活動法人
全国痴呆性高齢者グループホーム協会
常任理事 長井巻子

急増するグループホーム

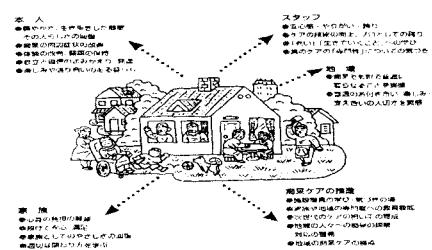
- 居宅介護サービスの位置付け
- 新しいサービス形態の模索
- 質の確保

グループホームが目指すもの



出典：「痴呆パリアフリー百科」IDSブリタニカ 2002年9月

グループホームの成果・期待される役割り



出典：「痴呆パリアフリー百科」IDSブリタニカ 2002年9月

札幌市の概要

人口: 1,853,521人(H16.1.1現在)

高齢化率: 16.0%

要介護認定者数(H15.12.31現在)

なし 自立等	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
全市 0.0%	11 13.2%	6,487 36.7%	18,073 16.3%	8,012 11.2%	5,496 10.4%	5,106 12.3%	6,038 49,223

■グループホーム数(H16年.2月1日現在)

126事業所 (220ユニット・定員1,912人)

※この内 空室232室 待機者156人

全国痴呆性高齢者グループ ホーム協会の取り組み

一 質の確保に向けて 一

1. 研修事業・評価事業の継続
2. 調査・研究事業
3. 倫理綱領の制定
4. 会員の拡大、組織の拡大と強化
5. 各関係機関、連絡会との連携

研修事業・評価事業の継続

1. 研修事業

実務者研修、ホーム長・管理者研修
計画作成担当者研修、スタッフ研修、
実践報告会、全国大会

2. 評価事業

相互評価、スーパーバイズ

外部評価

グループホーム



家庭的、小規模ゆえの密室性の高さ



事業者の自主的な取り組みとして先行(平成11年)



外部評価の義務付け(平成14年)

平成11年評価モデル事業

- 横浜市内グループホーム12ホーム
- ・自己評価
- ・外部評価
- ・相互評価
- ・家族評価

12年度評価モデル事業

- 全国6ブロック
- 単独参加
- 77ホーム参加

評価結果(1)

-12年度-

- 達成率の高い項目
 - ・医療機関の確保
 - ・契約
- 達成率の低い項目
 - ・職員へのサポート体制

評価結果(2)

-12年度-

- 評価者により達成度に違いのある項目
 - ・暮らしや介護サービスの満足度



自己評価 55.4%

家族評価 96.3%

評価結果(3) —12年度—

- 平均達成率

- ・家族評価 83. 4%
- ・相互評価 82. 9%
- ・外部評価 82. 3%
- ・自己評価 76. 1%

13年度評価モデル事業

- 全国15ブロック

- ・自己・外部評価実施 8ブロック
- ・自己評価のみ 7ブロック

- 318ホーム参加

自己評価(72項目)と 第三者評価比較(例)



グループホームもえれのお家バルブロ館(北海道札幌市)

調査員のレポート(プラス面)

- 入居者中心の居住形態

(外観・居室・トイレ・採光など)

- 職員の意識の高さ

(ミーティング・研修)

調査員のレポート(改善点)

- 駐染みのものが不十分
- 外出支援が不十分
- 地域の人達との交流が不十分

評価結果を受けて

- 勉強会

- 家族会

**良質なグループホーム
を目指して**

- 質の確保
サービス評価(自己・相互・外部評価など)
- 情報公開

講演：サービス評価に求められるもの 私の視点から

田中 正廣氏

◎プロフィール◎

所属 長野県宅老所・グループホーム連絡会 会長

1949年 兵庫県姫路市生まれ

30数年、精神看護の世界に身を置く

2000年7月 痴呆性高齢者の生活支援を目的とした「NPO法人グループもみじ」を設立、理事長に就任

2000年11月「宅老所みんなのあもり」開所

2000年11月「宅老所さくら」開所

2000年～ 長野県宅老所・グループホーム連絡会会長

2003年～ 宅老所・グループホーム全国ネットワーク代表世話人
宅老所では、「社長さん」と呼ばれています。

(「志村けん」だと思い込んでいるおばあちゃんも1人いますが)

サービス評価に求められるもの 私の視点から

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 田中正廣

評価は何のため誰のため？

評価は痴呆性高齢者とその家族
そして関わる者全てに満足感があり
「絶対の安心」が保障される
適正な運営と利用をうながす。

評価の要素

- ①評価する人は誰なのか→それは利用者自身
- ②外部評価は選択のための情報開示を目的
- ③適正な評価はより具体的なところに視点を置いて事実をつかむ。そのためには、痴呆性高齢者の特性をよく知っていることが大切

評価の視点

- ①生活者(利用者)の視点
人間関係や雰囲気といった数値では捉えきれない部分が中心になる
- ②運営者(介護者)の視点
空間・明るさ・匂いといった五感で感じるもや時間・場所・行動といった動作で表せることができる評価が中心になる

良心的な痴呆性高齢者ケア I

- ①本人との関係づくり
痴呆性高齢者と良質なケアを築くためにはまず、互いの関係をよいものにしなくてならない

本人と介護者の関係
本人と家族の関係
本人と一緒に生活する仲間との関係
本人の家族と介護者との関係

良質な痴呆性高齢者ケア II

- ②地域との関係つくり
痴呆性高齢者の生活の質を豊かにするためには地域の様々な資源を有効に活用することが必須である。

本人のこれまでの地域生活を知っておく
本人の今の地域生活を豊かなものにするために工夫をする
ホームと地域の関係を当たり前の関係にする

良質な痴呆性高齢者ケアⅢ

③運営理念

共有され実践されている理念
運営者(管理者)と介護者が協働

講演：グループホームのサービス評価について

館石 宗隆氏

◎プロフィール◎

所属 厚生労働省老健局計画課 課長補佐

1960年7月 北海道札幌市に生まれる

1985年3月 旭川医科大学卒業

1989年4月 北海道庁入庁

1998年4月 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課医療参事
(介護保険の施工準備に関わる)

2000年4月 札幌市保健福祉局保健指導担当部長(道より出向)

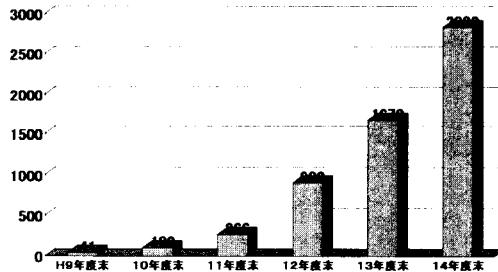
2002年4月 現職

グループホームのサービス評価の推進と活用シンポジウム

グループホームの サービス評価について

平成16年3月6日
厚生労働省老健局計画課

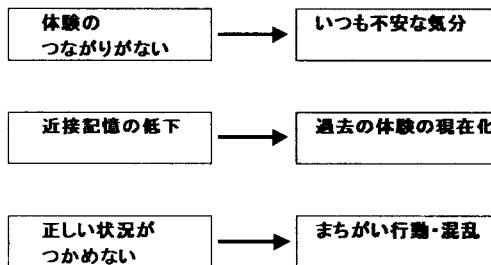
痴呆性高齢者グループホーム 事業所数の推移



要介護(要支援)認定者における 痴呆性高齢者の推計						
		(単位:万人)				
		認定申請時の所在(再掲)				
		居宅	特別養 護老人 ホーム	老人保 健施設	介護療 養型医 療施設	その他の施設
総 数	314	210	32	25	12	34
再掲	自立度 Ⅱ以上	149	73	27	20	10
再掲	自立度 Ⅲ以上	79	28	20	13	8
	(25)	(15)	(4)	(4)	(1)	(2)

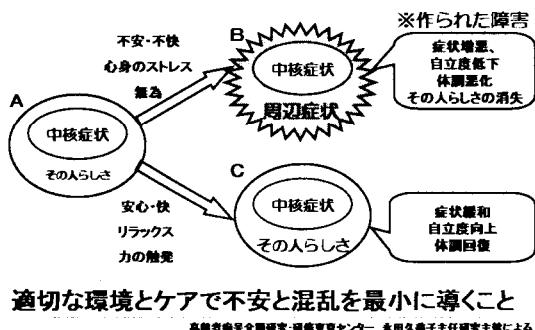
※ 2002年9月末についての推計。
※ 「その他の施設」: 医療機関、グループホーム、ケアハウス等
※ カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲(痴呆自立度「Ⅲ」、「IV」又は「M」かつ、障害自立度「自立」、「J」又は「A」)

痴呆の人の心理



高齢者痴呆介護研究・研修東京センター 長谷川和夫センター長による

痴呆の人の状態の移ろいやすさ



グループホームの適正な普及

○ 痴呆性高齢者グループホームの急速な普及。

平成11年度末	平成14年度末	平成16年度見込み(GP21)
266ヶ所	2,832ヶ所	3,200ヶ所

○ 数の急増に伴い、運営理念・サービスの質・利用 者保護等の観点から問題のあるホームも。

⇒痴呆性高齢者グループホームの本来のあり方を踏まえたサービス内容の検証、利用者保護、サービスの質の確保が課題。

サービスの質の確保に向けた取組み

① 住宅地への整備促進等

- 複数のユニットを併設する場合でも2つを上限等

② 管理者等の研修の義務付け

- 管理者・計画作成担当者に対し、都道府県等が実施する「痴呆介護実務者研修(基礎課程)」の受講を義務付け。

- 計画作成担当者に対しては、これに加え、専門課程の受講に努めるよう義務付け。

サービスの質の確保に向けた取組み

③ サービス評価の義務付け

- 都道府県が定めた基準に基づく自己評価を義務付け
- 昨年10月から、都道府県が選定した評価機関による外部評価を受けることについても義務付け。

④ 情報公開の義務付け

⑤ 市町村の調査への協力の義務付け

⑥ 市町村との連携

グループホームの外部評価

- 痴呆性高齢者グループホームの急速な普及
- 密室性が高く、利用者保護の観点から、サービスの質の確保が課題
→サービス評価(自己・外部評価)実施を義務付け・評価結果の公表も義務付け
- 外部評価を通じて、事業者自らサービスの行き届かない点を把握し、自主的な改善努力を積み重ねていくことを促す
- 平成14年11月から、痴呆介護研究・研修東京センターが訪問調査を開始。
- 14年度中は、約400ホームの訪問調査を実施

外部評価の概要

- 実施頻度：原則年1回(16年度末までは当該期間中に少なくとも1回実施)
- 評価機関：都道府県が選定する評価機関(公正中立な機関、14年度は44府県が東京センターに評価を依頼)
- 評価調査員：介護経験のある者等で評価機関が実施する研修修了者
- 評価項目：運営理念、生活空間、ケアサービス、運営体制等に関する71項目(参考例)
- 評価結果：公開(施設内掲示・重要事項説明書添付ネット上(WAM-NET))

評価項目の構成

- I. 運営理念
- II. 生活空間づくり
 - 家庭的な生活空間づくり
 - 心身の状況にあわせた生活空間づくり
- III. ケアサービス
 - ホーム内の暮らしの支援
 - 入居者の地域での生活の支援
 - 入居者と家族との交流支援 など
- IV. 運営体制
 - 情報の開示・提供
 - 相談・苦情への対応 など

評価の仕組みと評価項目の構成

	自己評価	外部評価
実施方法	ホームの管理者と介護職員とが、各項目ごとに協議しながら実施	外部評価機関の評価調査員が、実際にホームを訪問して実施
評価項目	外部評価項目は、自己評価項目の中から外部の第三者的視点からの評価が可能な項目を抽出して構成する。	※ 国が示す参考例においては 134項目 → 71項目を抽出 (東京センターでは、国の示す71項目を利用)

グループホーム 今後の課題

「痴呆性高齢者の暮らしを支援する新たな地域ケアサービス体系の構築に関する調査研究事業」

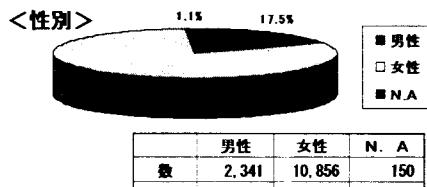
- ▼ グループホームで最期まで普通に暮らしつづけることを支援するための研究 (⇒在宅ターミナルの研究)
 - ⇒ 痴呆性高齢者のみならず、高齢者ケア全体への普遍的な妥当性・有効性についても検証

グループホームにおけるターミナルケアに関する調査の概要

- ・ 実施時期: 平成15年2月14日～3月末
- ・ 調査対象: 平成15年1月17日現在、WAM NETに登録されている事業所、2,579カ所
- ・ 調査方法: 調査票の郵送による回収状況: 1,192事業所より回答あり (回収率: 46.2%)
- ・ 調査内容: 事業所及び利用者の概況
 - : 医療との連携の状況及び問題点
 - : ターミナルケアについての意識

回答のあった事業所の入居者の概況

1. 性別、平均年齢、要介護度



<平均年齢>

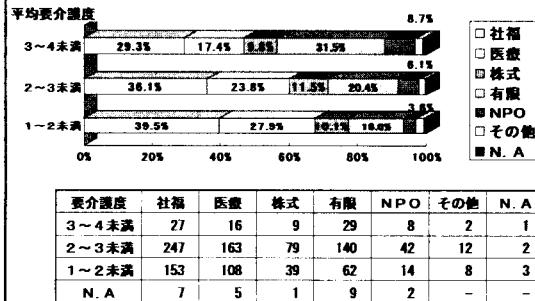
全体	男性	女性
82.7	81.3	83.0

<平均要介護度>

全体	男性	女性
2.20	2.27	2.18

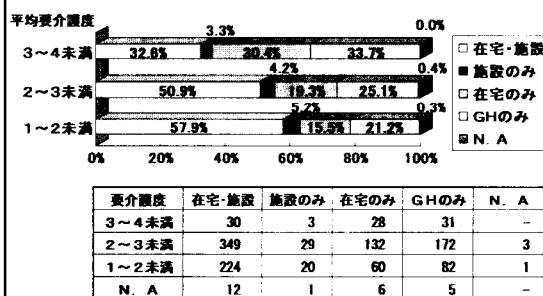
回答のあった 1,192 事業所の概況

2. 入居者の平均要介護度別・開設主体別内訳



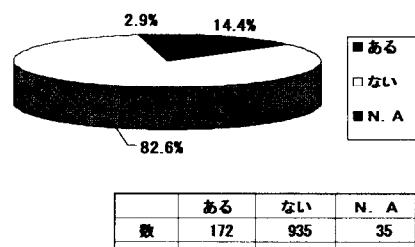
回答のあった 1,192 事業所の概況

3. 平均要介護度別・他のサービスの種別内訳

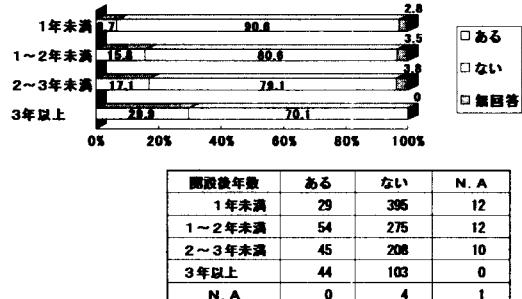


回答のあった 1,192 事業所の概況

4. ターミナルケアに取り組んだ経験



回答のあった 1,192 事業所の概況
5. 取組経験 開設後年数別の内訳



6. 実際に看取ることができた事業所

- 利用者のターミナルケアに取り組んだ実例があると回答した172事業所のうち、98事業所が、グループホームにおいて実際に看取ることができた経験を有していた。

<実際に看取ることができたケース>

	1例	2例	3例	4例	5例以上	N. A.
事業所数	64	19	8	5	2	0

7. 看取りについてのホーム長の意識(%)

	よくわからない	はない	看取りまで行う必要がある	はやく力量を量りきれる体制である	ばくはん度上、条件が整え	援助して行きたいときに条件を整えながら前向きに	ケースごとに条件を整えながら前向きに	その他	N. A.
全体	2.7	3.9	18.5	22.4	44.5	3.5	4.4		
社福	2.1	4.8	21.8	22.2	38.3	4.8	6.0		
医療	4.4	6.8	20.5	21.5	42.0	2.0	2.7		
株式	3.1	1.6	17.2	28.1	46.1	1.6	2.3		
有限	2.1	0.4	14.2	21.7	52.1	4.2	5.4		
NPO	0	0	9.1	19.7	65.2	3.0	3.0		
他	0	8.7	13.0	21.7	52.2	4.3	0		
N. A.	16.7	0	16.7	16.7	33.3	0	16.7		

小規模施設におけるターミナルケア
欠くことのできない条件

- 話し合いをつくし、家族(可能であれば本人)の意思を尊重した選択であること
- 地域の医療機関(かかりつけ医)の理解と支援体制が確保されていること
- 職員は、看取りに関する十分な知識と介護技術を有していること
- 看取りに向き合う施設の理念・方針が、職員に十分理解され、浸透していること

指定基準等の改正①

- 1の事業所に複数のユニットを設ける場合、ユニットの数は2つまでとする。

<施行日>平成15年4月1日

<経過措置>

- 平成15年4月1日に現に2つを超えるユニットを有しているもの(建築中のものを含む。)は、当分の間当該ユニットを有することができる。
- 14年度・15年度の国庫補助協議に係るものなど、同日に現に基本設計が終了している事業所については「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。

指定基準等の改正②

- 「宿直勤務」又は「夜間及び深夜の勤務」について、1人の職員が他の共同生活住居(ユニット)と兼務する場合は、2ユニットまでとする。また、併設施設との兼務は認めない。

<施行日>平成15年4月1日

<経過措置>

- 平成15年4月1日に現に、①2ユニットを超えて兼務している場合、②併設施設と兼務している場合には、18年3月末までの間は、従前の取扱によることができる。
- ただし、①の場合であっても、兼務は可能限り2ユニットまでとすることが望ましい。

指定基準等の改正 ③

- 共同生活住居(ユニット)ごとに置かなければならない計画作成担当者のうち、少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。また、介護支援専門員をもつて充てられる計画作成担当者は、他の計画作成担当者の業務を監督する。

<施行日>平成16年4月1日

<経過措置>

- ・ 平成18年3月末までの間は、従前の取扱いによることができる。
- ・ 16年4月1日以降に新たに開設される事業所は、できる限り開設の時からこれを満たすことが望ましい。
- ・ 16年3月末までに開設される事業所は、できる限り早期にこれを満たすよう努めなければならない。

指定基準等の改正 ④

- 管理者・計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならぬ。

* 従来から修了を義務付けているものであり、今回の改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務付けるものではない。

介護報酬の見直し

- 痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう、夜間の介護内容や介護体制を確保したグループホームにおける夜間のケアを評価。

<夜間ケア加算(新設) 71単位／日>

※ 算定要件

- ・ 適切なアセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること。
- ・ 夜勤職員を配置していること。
- ・ 過去1年以内に実施したサービスの質の自己評価結果(平成17年度以降は外部評価結果)が公開されていること。

介護サービスの情報開示の標準化 (第三者評価)について

介護サービスの情報開示の標準化(第三者評価)について

背景・趣旨目的

- ・ 介護保険サービスは利用者が選択・決定
- ・ 利用者はより良いサービス(事業者)を選択して選択

⇒ 介護サービス全体の質の向上

- 利用者の適切な選択に必要な客観的な情報の提供が必要

「規制改革推進3ヵ年計画(再改定)」(平成15年3月28日)閣議決定及び
「高齢者介護研究会報告」(平成15年6月26日)においても同様に指摘

- 介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための制度的な枠組み等について検討。

調査研究の状況

「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」 (委員長:大森 強 千葉大学法経学部教授)

((社)シルバーサービス振興会に設置(老人保健健康増進等事業費))

※ 利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する「情報開示の標準化」について検討中であり、今年度末を目途に報告書を取りまとめる。

(研究体制)

